

## ヒカリ・デラックスオプション利用規約

### 第1条（適用）

株式会社シナプス（以下、「当社」といいます）は、シナプス利用規約およびヒカリ・デラックスオプション利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）に従い、契約者に本サービスを提供します。

2 本利用規約に定める内容と、シナプス利用規約の内容が異なる場合には、本利用規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本利用規約で使用する用語の意味は次のとおりとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が提供するヒカリ・デラックスオプションをいいます。
- （2）「他サービス」とは、本サービス以外の当社が提供するサービスをいいます。
- （3）「契約者」とは、本利用規約に基づき、当社とサービスの利用契約を締結する者をいいます。

### 第3条（変更および周知）

当社は、別途定める当社所定の方法による一定の予告期間をもって、契約者の承諾を得ることなく本利用規約を変更することがあります。この場合における本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 本利用規約の変更や、利用方法の変更に関する情報は、当社のホームページもしくは電子メールによって、契約者に提示されるものとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、別の提示手段を用いることがあります。

### 第4条（本サービスの提供）

当社は、契約者の1接続契約ごとに、本サービスを提供します。

2 当社は、本サービスのサービス内容について、一定の予告期間をもって変更することがあります。

3 本サービスは、ベストエフォートの回線オプションサービスです。本サービスの最大伝送速度は実際にインターネット接続を行う際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより通信速度が異なります。

### 第5条（利用申込）

本サービスの利用申込は、シナプス利用規約および本利用規約に同意をいただき、当社所定の手続きに従って行うものとします。

### 第6条（利用申込の承諾）

当社は、前条の定めに関わらず、次の場合にはその利用申込を承諾しない場合があります。

- （1）本サービスの申込をした者が、他サービスの料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、または怠るおそれがあるとき。
  - （2）本サービスの申込をした者が、他サービスにおいて利用停止または当社による解約をされたことがあるとき。
  - （3）本サービスの申込をした者が、本利用規約に違反している、または違反するおそれがあるとき、若しくは過去に違反したことがあるとき。
  - （4）本サービスの申込をした者が、申し込みにあたり虚偽の届け出をしたとき。
  - （5）本サービスの申込をした者が、制限能力者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
- その他、上記各項に準ずる場合で、当社が申込を承諾することが不適当と判断したとき。

### 第7条（契約者が行う利用契約の解約）

利用者は、当社所定の方法による手続きによって、利用契約を解約することができます。ただし、解約希望日の前日までに、所定の解約手続きを完了しなければなりません。

## 第 8 条（契約内容の変更）

利用者は、当社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号及びメールアドレス等）に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、利用者が当社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第 9 条（権利譲渡の禁止）

利用者は、本契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡、再販売、または担保に供することができません。

## 第 10 条（契約者の地位の継承等）

契約者に相続人が生じたとき、その相続人に本サービスに関わる契約者の権利、義務を継承することとします。また、承継後、ただちに当社所定の方法による手続きによって届け出るものとします。

2 当社は、前項の届け出があった場合、6 条(利用契約の承諾)の規定に準じて取り扱うものとします。

## 第 11 条（責任の制限）

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者に本サービスを利用できないことで損害が発生した場合、シナプス利用規約第 27 条（損害賠償の範囲）の規定により、その契約者の損害を賠償します。

## 第 12 条（免責）

当社は、前条の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず一切の賠償の責任を負いません。

## 第 13 条（当社が行う利用契約の解約）

当社は、シナプス利用規約の第 10 条の規定により、本サービス、または他サービスの利用を停止された契約者が 1 ヶ月以内にその事由を解消しない場合は、利用契約を解約することがあります。ただし、解約日までの未払い料金、およびその他何らかの債務がある場合、支払うものとします。

2 当社は、契約者の本サービスの利用状況が、サービスの利用として不適切と判断した場合、この利用契約を解約できるものとします。

## 第 14 条（協議）

本利用規約に基づくサービス提供に支障が生じた場合、または本利用規約の内容に疑義が生じた場合、契約者・当社ともに誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

付則

発行 2018 年 9 月 20 日